

【野球場】

①会員登録

ご利用には事前に会員登録が必要です。

哲学堂公園事務所、または上高田運動施設の窓口で登録手続きをしてください。(受付時間 9時～17時)

登録には、構成員全員の名前、住所、生年月日を確認できる各種書類(下記参照)を持参してください。

登録後、登録証を発行します。(登録証は哲学堂と上高田の野球場共通です。)

登録の区分は、以下の3つです。

1. 「区民の個人」=抽選に参加できます

- ・中野区内在住の18歳以上の方 ※高校生除く1名

2. 「区民の団体」=抽選に参加できます

- ・小学生以上の中野区内在住・在勤・在学者10名以上で構成する団体
構成員に小・中・高校生がいる場合、代表者は区在住・在勤・在学の20歳以上の方とすること

3. 「一般の団体」=抽選終了後、空いているところを申し込みます

- ・小学生以上の10名以上で構成する団体
・構成員に小・中・高校生がいる場合、代表者は20歳以上の方とすること

証明書類(構成員全員分・コピー可)

申請者(窓口に来られる代表者)の方は書類の原本をお持ちください。構成員はコピー可。

いずれの証明書も、有効期限・住所・氏名・生年月日の記載面が必要です。

※有効期限の切れた書類はご利用いただけませんので、ご注意ください。

1. 区民の個人	●運転免許証(運転経歴証明書) ●健康保険証 ●住民基本台帳カード(写真付き) ●パスポート のいずれか
2. 区民の団体	ア. 区内在住での証明 ●運転免許証(運転経歴証明書) ●健康保険証 ●住民基本台帳カード(写真付き) ●パスポート のいずれか イ. 区内在勤での証明 ●上記証明書のいずれか と、●中野区内に事業所があることの在勤証明書(勤務先の会社または当施設が発行する様式に対し、会社印が押印されたもの。ただし、健康保険証で区内の事業所があることが分かる場合は、在勤証明書不要) ウ. 区内在学での証明 中野区外から中野区内にある小学・中学・高校・大学・専門学校に通う生徒 ●上記ア.『在住での証明』のいずれか＋●生徒手帳 ●学生証 ●在学証明書 (生徒手帳・学生証に住所・氏名・生年月日の記載があれば、生徒手帳のみで受付可)
3. 一般の団体	●運転免許証(運転経歴証明書) ●健康保険証 ●住民基本台帳カード(写真付き) ●パスポート のいずれか (学生証、生徒手帳に住所・氏名・生年月日の記載があれば、受付可)

②抽選申込み

抽選の申し込みは

(1)インターネット (2)利用者端末 (3)携帯電話 のいずれかの方法で行います。

抽選申し込みの制限・・・区民の団体は最大 10 コマ、区民の個人は最大 2 コマまで(哲学堂・上高田あわせる。1コマ2時間)

※抽選申込み及び、当選コマ数は 1 日最大 4 コマまで(個人は 2 コマ)

「区民の団体」・「区民の個人」

利用日の 2 か月前の月の 10 日から 19 日まで、抽選の申し込みをしてください。

利用日の 2 か月前の月の 20 日が抽選日になります。

「一般の団体」

抽選の申し込みはできませんので、ご注意ください。

③抽選結果

抽選日の翌日(21 日)から、インターネット、利用者端末、携帯電話で抽選結果を確認できます。メールアドレスを登録している場合は、抽選結果のお知らせメールが自動配信されます。

利用者端末は 9 時から 20 時まで、インターネット、携帯電話は 9 時から 22 時までご利用いただけます。

当選した時点で仮予約(支払い前予約)になります。当選したコマを使用しない場合は、取消手続き(下記参照)を行ってください。

④利用日当日

利用施設窓口で、登録いただいた代表者または構成員の方が本人確認証明書(原本)を提示し、利用料金をお支払いください。

⑤空き施設の申込み

施設の空き状況は、インターネット、利用者端末、携帯電話でご確認ください。

「区民の団体・個人」

抽選日の翌日(21 日)から先着順に受け付けます。

利用申込みの制限・・・区民、一般の団体は最大 40 コマまで、区民の個人は最大 4 コマまで(哲学堂・上高田あわせて)、1コマ2時間。抽選での当選分を含む。

「一般の団体」

抽選日の 4 日後(24 日)から先着順に受け付けます。

★取消及び変更について

やむをえず予約を取り消す場合は、速やかに取消手続きを行ってください。

手続きは

(1)インターネット (2)利用者端末 (3)携帯電話 のいずれかの方法で行います。

- ・取消しが出来るのは、利用日の3日前までです。
- ・利用日の前々日から当日までは取消しができません。(利用料金の支払い義務が発生します。)
※照明を使用する時間帯を申し込んだ場合は、施設へご連絡ください。連絡がない場合、照明料をいただきます。

雨天等で施設を利用できなかった場合

利用できなかった時間数に相当する額の利用料金・照明料を還付します。

ただし、利用できなかった時間が1時間未満の場合は還付されません。また、1時間未満の端数は切り捨てて計算します。

【還付に必要なもの】

- ・使用承認書(利用日当日にお渡ししたもの)
- ・代表者もしくは構成員の方の本人確認証明書(原本)

※雨天の場合の利用の可否は施設で判断しますので、お問い合わせください。

★ご利用にあたっての注意事項

- ・利用当日に窓口で手続きされる際に、登録時の代表者または登録構成員がいらっしゃるか、確認いたします。(代表者もしくは構成員のうち1名の、ご本人確認証明書原本確認)
理由の如何を問わず、代表者または構成員の確認ができない場合は、責任者不在として貸出しは行えません。
- ・登録事項に変更(代表者名・事務所所在地など)があった場合は、すみやかにご連絡ください。
- ・同一人が同一施設を複数登録することはできません。
- ・現在3年毎に一斉更新を行っています。次回の更新は2019年3月末までに行う予定です。

・哲学堂野球場B面利用時の注意事項について

最近、哲学堂野球場B面において、場外球による物損事故や近隣にお住まいの方に直撃しそうな事象の発生が増加しています。これまでも、注意事項を「野球場外にボールを飛び出させないように使用すること」としておりましたが、近年の用具の改良もあり、打球の飛距離が増している状況にあります。中野区としては、哲学堂野球場B面におけるボールの飛距離を抑制するため、急遽、平成25年10月16日より、使用できるバットの制限を行い、「管理事務所で貸し出すバットのみを使用していただく」としましたので、大変ご不便をおかけいたしますが、この度の処置について、ご理解いただき、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。(小・中学生、ソフトボール除く)